

振興助成金 よくある質問(Q&A)

Q 1: 教育関係諸団体とは具体的にどのような団体が該当しますか？

A 1: 地域活動の諸団体とご理解頂いて結構です。

例えば、学習活動、スポーツやレクリエーション活動、文化芸術活動、ボランティア活動、PTA活動、また、公民館等で開催される講座や大学等で行われる公開講座等、地域の学習・文化・スポーツ等を行っている団体や幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び、大学等も該当します。

なお、団体(組織)の規約等に基づく活動実態や会計報告等を行っている団体であること等が必要となります。地域活動の諸団体の場合、申請時に団体(組織)の規約等の提出をお願いしています。

Q 2: 振興助成金を申請できる行事や活動には、どのようなものがありますか？

A 2: これまでに助成金を交付してきた行事や活動をホームページに掲載していますのでご参考にさせていただければと思います。

Q 3: 特別助成の対象のなるのはどのような費用ですか？

A 3: 教育関係諸団体の主催する行事や活動に必要な機材や備品にかかる費用や材料費をはじめ、旅費、印刷費、消耗品費、通信費なども対象となります。一部に物品の購入費が含まれていても結構です。

なお、主催者の飲食代等は、助成費用の対象外となります。

Q 4: 実施期間が 1 年を超える場合も可能でしょうか？

A 4: 原則として、助成金交付後1年を目途に実施して頂くようにしています。ただし、当初の計画段階から中期的な計画を立てて実施される場合等は、1 年を超えて実施される活動でも結構です。

Q 5: 行事を実施する回数は 1 回限りですが申請は可能でしょうか？

A 5: 教育的効果から、継続的に活動されているもの、行事として定期的実施されているもの、効果が継続するものなどが望ましいと考えていますが、まずは 1 回実施し、教育的効果を検証したうえで、次回以降も実施するか否かを検討するような企画である場合には可能です。

なお、当財団が助成した後、3年間経てば、同じ内容で再度申請することが可能です。

Q 6: 「活動の名称・タイトル」とはどのように書くのでしょうか？

A 6: 過去に助成した活動の名称・タイトルを参考にしてください。

Q 7: 申請書を提出する際に「活動の名称やタイトル」が決まっていなといけませんか？

A 7: 申請書の作成に不慣れな方もいらっしゃいますので、活動の名称やタイトルをはじめ申請書の作成についても当財団の事務局と相談しながら作成し、申請書を提出して頂ければ大丈夫です。

Q 8: 20万円を超える活動を計画していますが、可能でしょうか？

A 8: 予算限度額は、あくまで「原則」です。

教育的効果が非常に高い場合は 20万円を超えて助成することもあり得ます。

なお、予算限度額を超える部分は自己負担するという場合は、20万円の範囲内で助成します。

Q 9: 助成金を申請したことがありません。申請書はどの様に書けばよいですか？

A 9: ホームページに見本を準備しています。一度見本を見ながら記載してみてください。なお、事前に相談頂ければ、ヒアリングをしながら、申請書を仕上げていくお手伝いもしています。ご連絡をお待ちしています。